

化学物質に関する法改正の動き

(一社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：関東化学株式会社 藤城 邦久)

化学物質に関する法律で平成23年9月から平成23年11月までに改正等があったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 薬事法 関係

厚生労働省令第115号(平成23年9月20日付官報)により、次の9物質が「指定薬物」に指定されました。(施行日：平成23年10月20日)

【厚労省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/23.html>】

- ① 2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ② (4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ③ 2-(2-クロロフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタノン及びその塩類
- ④ 1-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑤ 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑥ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑦ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2-ヨードフェニル)メタノン及びその塩類
- ⑧ (1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑨ (4-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

2. 労働安全衛生法 関係

2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

厚生労働省告示第357号(平成23年9月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表されました。

(通し番号20107~20422)(316件)

【安全衛生情報センターホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-114-1-0.htm>】

2-2. 「労働者の健康障害を防止するための指針」の公表

厚生労働省告示第421号(平成23年10月28日付官報)により、次の物質が労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく「労働者の健康障害を防止するための指針」を公表する化学物質に追加されました。

【安全衛生情報センターホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-8/hor1-8-36-1-0.htm>】

- ① 塩化アリル
- ② オルト-フェニレンジアミン及びその塩
- ③ 1-クロロ-2-ニトロベンゼン
- ④ 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン
- ⑤ 1,2-ジクロロプロパン
- ⑥ ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
- ⑦ パラ-ニトロアニソール
- ⑧ 1-ブロモ-3-クロロプロパン

2-3. 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

基発1129第2号 厚生労働省労働基準局長通

達(平成23年11月29日付)により、次に示す32の届出物質と1の既存化学物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるよう周知されました。

【厚労省ホームページ

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T111208K0010.pdf>】

【変異原性が認められた届出物質】

- ① 4-クロロベンズアルデヒド オキシム
- ② 6-ブromo-2-メトキシピリジン-3-アミン
- ③ 3-ヨードアゼチジン-1-カルボン酸 = tert-ブチル
- ④ 3-アミノ-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリジン
- ⑤ 4,4'-(エタン-1,1-ジイル)ジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応生成物
- ⑥ エトキシベンゼンと塩酸とホルムアルデヒドのクロロメチル(エトキシ)ベンゼンを主成分とする反応生成物
- ⑦ 4,4'-カルボニルジフタル酸 = 1,1'-二水素 = 2,2'-ジメチルと4,4'-カルボニルジフタル酸 = 1,2'-二水素 = 1',2'-ジメチルと4,4'-カルボニルジフタル酸 = 2,2'-二水素 = 1,1'-ジメチルと1,2-ジメチルイミダゾールと3,3'-(1,1,3,3-テトラメチルジシロキサン-1,3-ジイル)ビス(プロピルアミン)と1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 2,3'-二水素 = 3,4'-ジメチルと1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 2,4'-二水素 = 3,3'-ジメチルと1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 3,3'-二水素 = 2,4'-ジメチルと1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 3,4'-二水素 = 2,3'-ジメチルと1,4-フェニレンジアミンの混合物
- ⑧ 2-(クロロメチル)ベンズアルデヒド
- ⑨ 1,1'-{[3,5-ジヒドロキシ-1,2(又は1,4又は2,4又は2,6)-フェニレン]ビス(ジアゼンジイル-3,1-フェニレンジアゼンジイル {1-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]-6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキシ-1,2-ジヒドロピリジン-5,3-ジイル})}ビス(ピリジン-1-イウム) = ジクロリドと1-[1-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]-5-[3-(2,4(又は2,6又は3,5)-ジヒドロキシフェニルジアゼニル)フェニルジアゼニル]-6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキシ-1,2-ジヒドロピリジン-3-イル}ピリジン-1-イウム = クロリドの混合物
- ⑩ 2,2'-ビス(ブチルスルホニルオキシイミノ)-2,2'-(ベンゼン-1,3-ジイル)ビス(アセトニトリル)
- ⑪ 1-(4-ヒドロキシフェニル)プロパ-2-エン-1-オン
- ⑫ 2-{[4-(ビニルオキシ)ブトキシ]メチル}オキシラン
- ⑬ 6-メチルヘプタ-4,6-ジエン-2-オン
- ⑭ 4-メチルベンゼンスルホン酸 = 3-(メチルスルファニル)プロピル
- ⑮ リチウム = ビス(トリメチルシリル)アミド
- ⑯ 4,4'-カルボニルジフタル酸 = 1,1'-二水素 = 2,2'-ジメチルと4,4'-カルボニルジフタル酸 = 1,2'-二水素 = 1',2'-ジメチルと4,4'-カルボニルジフタル酸 = 2,2'-二水素 = 1,1'-ジメチルと1,2-ジメチルイミダゾールと3,3'-(1,1,3,3-テトラメチルジシロキサン-1,3-ジイル)ビス(プロピルアミン)と1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 2,3'-二水素 = 3,4'-ジメチルと1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 2,4'-二水素 = 3,3'-ジメチル 1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 3,3'-二水素 = 2,4'-ジメチルと1,1'-ビフェニル-2,3,3',4'-テトラカルボン酸 = 3,4'-二水素 = 2,3'-ジメチルと1,4-フェニレンジアミンの混合物
- ⑰ 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンとシクロヘキサ-1,4-ジメタノールの反応生成物
- ⑱ 1,4-ビス(アリルオキシメチル)シクロヘキサンの過酸化水素によるエポキシ化反応生成

- 物(混合物)
- ①9 1-フルオロ-2-オキソシクロペンタンカルボン酸エチル
- ②0 4-フルオロ-2-メトキシ-1-ニトロベンゼン
- ③1 2-[N-ベンジル-N-((2R)-2-クロロプロピル)アミノ]酢酸 = tert-ブチル
- ④2 (3'-アミノアセトアニリドと2-クロロ酢酸エチルと2-クロロ酢酸メチルの反応生成物)と2-クロロ-4-ニトロアニリンの反応生成物
- ⑤3 1-(イソプロピルスルファニル)-2-ニトロベンゼン
- ⑥4 4-[3-シアノ-1-(2-エチルヘキシル)-6-ヒドロキシ-4-メチル-2-オキソ-1,2-ジヒドロピリジン-5-イルジアゼニル]-2-メチルベンゼンスルホン酸ナトリウムと二塩化スルフィニルの反応生成物
- ⑦5 (RS)-1-(シクロプロパンスルホンイミドイル)-4-ニトロベンゼン
- ⑧6 1-(シクロプロピルスルファニル)-4-ニトロベンゼン
- ⑨7 N-[シクロプロピル(4-ニトロフェニル)-λ⁴-スルファニリデン]-2,2,2-トリフルオロアセトアミド
- ⑩8 1,1'-スルホニルビス [3,5-ジブromo-4-(2,3-ジブromoproポキシ)ベンゼン] を主成分とする4,4'-スルホニルジフェノールと3-ハロゲノプロパ-1-エンを原料とする臭素化反応生成物
- ⑪9 6-(2-ニトロフェノキシ)-1H,3H-ベンゾ [de] イソクロメン-1,3-ジオン
- ⑫0 ビス(3-クロロプロパン酸) = 3,3'-[(2,2-ビス{[3-(3-クロロプロパノイルオキシ)-1,1,2,2-テトラフルオロプロポキシ]ジフルオロメチル}-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン-1,3-ジイル)ジオキシ]ビス(2,2,3,3-テトラフルオロプロピル)
- ⑬1 4'-(ブromoメチル)-3'-フルオロビフェニル-2-カルボニトリル

⑭2 [(2-メトキシフェノキシ)メチル]オキシラン

【変異原性が認められた既存化学物質】

⑮1 3-[o-[2-(m-メトキシフェニル)エチル]フェノキシ]-1,2-エポキシプロパン

3. 毒物及び劇物取締法 関係

政令第317号(平成23年10月14日付官報)により、次の物質が毒物/劇物に指定、または劇物から除外されました。

【国立医薬品食品衛生研究所ホームページ

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H231014/20111014tsuuti.pdf>】

(1) 毒物に指定

(施行日：平成23年10月25日)

(猶予期間：平成24年1月31日)

- ① 3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
- ② 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

(2) 劇物に指定

(施行日：平成23年10月25日)

(猶予期間：平成24年1月31日)

- ① 5-メトキシ-N,N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

(3) 劇物から除外

(施行日：平成23年10月14日)

- ① 3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン) 6%以下を含有する製剤
- ② シクロヘキシリデン-o-トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- ③ ノナ-2,6-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- ④ (2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- ⑤ (Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチ

ル)フェニルチオ] -2- [3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン] アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤

⑥ 2- [2-(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン] -2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

⑦ 2-メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

⑧ 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ) 6%以下を含有する製剤